

## 国保連合会規則例等（案）

- ・ 国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等  
特別会計経理規則例（案）
- ・ 障害者総合支援法関係業務等特別会計（案）
- ・ 国民健康保険団体連合会障害介護給付費等  
審査支払規則例（案）
- ・ 共同処理事務契約書例（基準該当）（案）
- ・ 共同処理事務契約書例（特例障害児給付費等）（案）

今後の検討により、内容等に変更が生じることがありうる。

国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計経理規則例（案）

20171002 現在

現行	平成 30 年 4 月改正（案）	備考
<p>国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計経理規則例</p> <p>（特別会計）</p> <p>第一条 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）規約（以下「規約」という。）第六条第五項に規定する業務の経理を他の会計と区分して行うため、障害者総合支援法関係業務等特別会計を設置する。</p> <p>（勘定区分）</p> <p>第二条 障害者総合支援法関係業務等特別会計は、業務勘定、障害介護給付費支払勘定及び障害児給付費支払勘定に区分する。</p> <p>（歳入及び歳出）</p> <p>第三条 業務勘定においては、手数料、一般会計からの繰入金、都道府県支出金、負担金、借入金及び附属雑収入等をもってその歳入とし、規約第六条第五項に規定する業務の諸費をもってその歳出とする。</p> <p>2 障害介護給付費支払勘定においては、規約第六条第五項第一号に定める費用（以下「障害介護給付費」という。）の支払のための受入金、都道府県支出金、借入金及び附属雑収入等をもってその歳入とし、障害介護給付費の支払のための支出金、借入金の償還金及び利子並びに附属諸費をもってその歳出とする。</p> <p>3 障害児給付費支払勘定においては、規約第六条第五項第二号に定める費用（以下「障害児給付費」という。）の支払のための受入金、都道府県支出金、借入金及び附属雑収入等をもってその歳入とし、障害児給付費の支払のための支出金、借入金の償還金及び利子並びに附属諸費をもってその歳出とする。</p> <p>（一時借入金）</p> <p>第四条 連合会は、一時借入金をすることができる。</p> <p>2 一時借入金は、当該会計年度内に償還しなければならない。</p>	<p>2 障害介護給付費支払勘定においては、規約第六条第五項第一号に定める費用（以下「障害介護給付費」という。）の<b>審査及び</b>支払のための受入金、都道府県支出金、借入金及び附属雑収入等をもってその歳入とし、障害介護給付費の<b>審査及び</b>支払のための支出金、借入金の償還金及び利子並びに附属諸費をもってその歳出とする。</p> <p>3 障害児給付費支払勘定においては、規約第六条第五項第二号に定める費用（以下「障害児給付費」という。）の<b>審査及び</b>支払のための受入金、都道府県支出金、借入金及び附属雑収入等をもってその歳入とし、障害児給付費の<b>審査及び</b>支払のための支出金、借入金の償還金及び利子並びに附属諸費をもってその歳出とする。</p>	

( 余裕金の運用 )

第五条 連合会は、次の方法により業務上の余裕金を運用する。

- 一 銀行その他金融機関への預金又は郵便貯金
- 二 信託会社又は信託業務を営む銀行に対する金銭信託
- 三 国債又は地方債の取得

( 帳簿 )

第六条 連合会に、歳入簿、市町村別収入簿及び歳出簿並びに指定障害福祉サービス事業者別支払帳簿その他必要な帳簿を備え、収入支出に関する事項を登記する。

( 細則 )

第七条 この規則に定めるもののほか、障害者総合支援法関係業務等特別会計に関して必要な細目は、理事長が定める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

障害者総合支援法関係業務等特別会計（案）

20171002 現在

現行			平成 30 年 4 月改正（案）			備考
障害者総合支援法関係業務等特別会計 （業務勘定） 歳入						
款	項	目	款	項	目	
1 手数料	1 給付費等支払 手数料	1 障害介護給付 費支払手数料 2 障害児給付費 支払手数料 3 共同処理事務 手数料	1 手数料	1 給付費等 <del>審査</del> 支払手数料	1 障害介護給付費 <del>審査</del> 支払手数料 2 障害児給付費 <del>審</del> <del>査</del> 支払手数料 3 共同処理事務手 数料	
	2 電子証明書発 行手数料受入金	1 電子証明書発 行手数料受入金				
2 国支出金	1 国補助金	1 何補助金				
3 都（道府県）支 出金	1 都（道府県）補 助金	1 何補助金				
4 負担金	1 負担金	1 負担金				
5 訪問調査委託 料受入金	1 訪問調査委託 料受入金	1 訪問調査委託 料受入金				
6 財産収入	1 積立金運用収 入	1 利子及び配当 金				
	2 物品売払収入	1 物品売払収入				
7 繰入金	1 一般会計繰入 金	1 一般会計繰入 金				
	2 積立金繰入金	1 積立金繰入金				
	3 何繰入金	1 何勘定繰入金				
8 繰越金	1 繰越金	1 繰越金				
9 諸収入	1 諸収入	1 延滞金 2 預金利子 3 雑入				
10 借入金	1 借入金	1 借入金				
歳入予算に係る節の区分						
款の区分	節					
手数料	1 現年分 2 未収繰越金					
その他の歳入科目	目と同じ					

歳出					
款	項	目	款	項	目
1 総務費	1 支払管理費	1 一般管理費 2 研修費	1 総務費	1 審査支払管理費	1 一般管理費 2 研修費
	2 電子証明書発行手数料支出金	1 電子証明書発行手数料支出金			
2 国保中央会負担金	1 国保中央会負担金	1 国保中央会負担金			
3 訪問調査委託料支出金	1 訪問調査委託料支出金	1 訪問調査委託料支出金			
4 積立金	1 積立金	1 退職積立金 2 何積立金			
5 借入金償還金	1 借入金償還金	1 元金 2 利子 3 借入諸費			
6 諸支出金	1 諸支出金	1 何支出金			
7 予備費	1 予備費	1 予備費			
(障害介護給付費支払勘定)					
歳入					
款	項	目			
1 障害介護給付費受入金	1 障害介護給付費受入金	1 障害介護給付費受入金 2 特別対策費受入金 3 高額障害福祉サービス費等受入金			
2 都(道府県)支出金	1 都(道府県)補助金	1 何補助金			
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金			
4 諸収入	1 諸収入	1 延滞金 2 預金利子 3 雑入			
5 借入金	1 借入金	1 借入金			

歳入予算に係る節の区分					
款の区分	節				
障害介護給付費受入金	1 現年分 2 未収繰越金				
その他の歳入科目	目と同じ				
歳出					
款	項	目			
1 障害介護給付費支出金	1 障害介護給付費支出金	1 障害介護給付費支出金 2 特別対策費支出金 3 高額障害福祉サービス費等支出金			
2 借入金償還金	1 借入金償還金	1 元金 2 利子 3 借入諸費			
3 繰出金	1 繰出金	1 繰出金			
4 予備費	1 予備費	1 予備費			
(障害児給付費支払勘定)					
歳入					
款	項	目			
1 障害児給付費受入金	1 障害児給付費受入金	1 障害児給付費受入金 2 特別対策費受入金 3 高額障害児給付費等受入金			
2 都(道府県)支出金	1 都(道府県)補助金	1 何補助金			
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金			
4 諸収入	1 諸収入	1 延滞金 2 預金利子 3 雑入			
5 借入金	1 借入金	1 借入金			

歳入予算に係る節の区分					
款の区分	節				
障害児給付費受入金	1 現年分 2 未収繰越金				
その他の歳入科目	目と同じ				
歳出					
款	項	目			
1 障害児給付費 支出金	1 障害児給付費 支出金	1 障害児給付費 支出金 2 特別対策費支 出金 3 高額障害児給 付費等支出金			
2 借入金償還金	1 借入金償還金	1 元金 2 利子 3 借入諸費			
3 繰出金	1 繰出金	1 繰出金			
4 予備費	1 予備費	1 予備費			

国民健康保険団体連合会障害介護給付費等**審査**支払規則例（案）

20171002 現在

現行	平成 30 年 4 月改正（案）	備考
<p>国民健康保険団体連合会障害介護給付費等支払規則例</p> <p>第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が行う障害介護給付費（介護給付費等の請求に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百七十号。以下「請求省令」という。）第一条第一項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）及び障害児給付費（障害児通所給付費等の請求に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百七十九号。以下「障害児請求省令」という。）第一条第一項に規定する障害児通所給付費等をいう。以下同じ）の支払に関する業務については、法令及び規約に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。</p> <p>（委託）</p> <p>第二条 市町村は、障害介護給付費の支払に関する事務を連合会に委託するときは、委託書（様式第一号）を提出するものとする。</p> <p>2 前項の委託書の提出があったときは、連合会は、その委託書に記載された月分の障害介護給付費から、その障害介護給付費の支払を行うものとする。</p> <p>3 市町村及び都道府県は、障害児給付費の支払に関する事務を連合会に委託するときは、委託書（様式第一号の二）を提出するものとする。</p> <p>4 前項の委託書の提出があったときは、連合会は、その委託書に記載された月分の障害児給付費から、その障害児給付費の支払を行うものとする。</p> <p>（迅速、適正かつ公平な審査）</p> <p>第三条 連合会は、障害介護給付費及び障害児給付費の支払に関する事務の委託を受けたときは、これを迅速、適切かつ平等に行うものとする。</p>	<p>国民健康保険団体連合会障害介護給付費等<b>審査</b>支払規則例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が行う障害介護給付費（介護給付費等の請求に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百七十号。以下「請求省令」という。）第一条第一項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）及び障害児給付費（障害児通所給付費等の請求に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百七十九号。以下「障害児請求省令」という。）第一条第一項に規定する障害児通所給付費等をいう。以下同じ）の<b>審査及び</b>支払に関する業務については、法令及び規約に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。</p> <p>（委託）</p> <p>第二条 市町村は、障害介護給付費の<b>審査及び</b>支払に関する事務を連合会に委託するときは、委託書（様式第一号）を提出するものとする。</p> <p>2 前項の委託書の提出があったときは、連合会は、その委託書に記載された月分の障害介護給付費から、その障害介護給付費の<b>審査及び</b>支払を行うものとする。</p> <p>3 市町村及び都道府県は、障害児給付費の<b>審査及び</b>支払に関する事務を連合会に委託するときは、委託書（様式第一号の二）を提出するものとする。</p> <p>4 前項の委託書の提出があったときは、連合会は、その委託書に記載された月分の障害児給付費から、その障害児給付費の<b>審査及び</b>支払を行うものとする。</p> <p>（迅速、適正かつ公平な審査）</p> <p>第三条 連合会は、障害介護給付費及び障害児給付費の<b>審査及び</b>支払に関する事務の委託を受けたときは、これを迅速、適切かつ平等に行うものとする。</p>	



## 第二章 請求の受理及び事務処理

### ( 受付 )

第四条 連合会は、指定障害者支援施設等( 請求省令第二条第二項に規定する指定障害者支援施設等をいう。 ) 及び指定相談支援事業者( 請求省令第四条に規定する指定相談支援事業者をいう。 ) 指定障害児通所支援事業者等( 障害児請求省令第二条に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。 ) 指定障害児入所施設等( 障害児請求省令第三条に規定する指定障害児入所施設等をいう。 ) 及び指定障害児相談支援事業者( 障害児請求省令第四条に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。 ) 以下「指定事業者等」と総称する。 ) から電子情報処理組織を使用して請求省令第二条第一項、第二項、第四条、障害児請求省令第二条、第三条並びに第四条に規定する事項( 以下「電子情報」という。 ) が連合会の電子計算機に備え付けられたファイルに記録されたときは、受付日( 当該電子情報が記録された日をいう。 ) を記録する。

### ( 事業者の確認 )

第五条 電子情報処理組織による請求は、当該電子情報について指定事業者等の電子署名( 電子署名及び認証業務に関する法律( 平成十二年法律第百二号。以下「電子署名法」という。 ) 第二条第一項に規定する電子署名をいう。 ) を照合することにより、指定事業者等が提出したものであることを確認する。

### ( 請求の点検 )

第六条 電子情報処理組織を用いた請求については、電子情報を点検し、点検により各事項の入力漏れ、誤入力その他の不備を発見したときは、当該不備に係る請求の受付を取り消すとともに、当該不備に係る事項を当該指定事業者等に電子情報処理組織により通知する。

### ( 市町村及び都道府県への提出 )

第七条 電子情報の点検が終わったときは、当該電子情報を整理した資料を作成し、市町村及び都道府県へ提出する。

(市町村及び都道府県の審査後の処理)

第八条 市町村及び都道府県の審査が終わった請求は、その審査決定に基づいて電子情報を訂正する。

### 第三章 支払額及び請求額の算出

(支払算定額及び支払確定額の算出)

第九条 前条の処理が終わったときは、指定事業者等の支払算定額を算出する。

2 支払算定額を算出したときは、第十四条の過誤額を加減し、指定事業者等別の支払確定額を算出する。

(請求算定額及び請求確定額の算出)

第十条 第八条の処理が終わったときは、市町村別及び都道府県別の請求算定額を算出する。

2 請求算定額を算出したときは、第十四条の過誤額を加減し、市町村別及び都道府県別の請求確定額を算出する。

### 第四章 支払手続

第十一条 支払確定額を決定したときは、請求の審査が終わった日の属する月の翌月 日までに、指定金融機関に振込の依頼をし、指定事業者等に対し、支払の手続きをとる。

### 第五章 請求手続

(障害介護給付費、障害児給付費及び手数料の請求)

第十二条 障害介護給付費に係る請求確定額を決定したときは、市町村別に払込請求書を作成し、払込請求書に障害介護給付費請求額通知書(様式第二号)及び障害介護給付費審査決定請求明細表を添えて、請求の審査が終わった日の属する月の翌月 日までに当該障害介護給付費及び支払手数料(以下「手数料」という。)の払込みを請求する。

2 障害児給付費に係る請求確定額を決定したときは、市町村及び都道府県に払込請求書を作成し、払込請求書に障害児給付費請求額通知書(様

(障害介護給付費、障害児給付費及び手数料の請求)

第十二条 障害介護給付費に係る請求確定額を決定したときは、市町村別に払込請求書を作成し、払込請求書に障害介護給付費請求額通知書(様式第二号)及び障害介護給付費審査決定請求明細表を添えて、請求の審査が終わった日の属する月の翌月 日までに当該障害介護給付費及び**審査**支払手数料(以下「手数料」という。)の払込みを請求する。

2 障害児給付費に係る請求確定額を決定したときは、市町村及び都道府県に払込請求書を作成し、払込請求書に障害児給付費請求額通知書(様

式第二号の二)及び障害児給付費審査決定請求明細表を添えて、請求の審査が終わった日の属する月の翌月 日までに当該障害児給付費及び支払手数料(以下「手数料」という。)の払込みを請求する。

(市町村及び都道府県の払込み)

第十三条 市町村は、連合会から障害介護給付費及び手数料の払込みの請求を受けたときは、その請求を受けた日の属する月の 日までに連合会に当該障害介護給付費及び手数料を払込むものとする。

2 市町村及び都道府県は、連合会から障害児給付費及び手数料の払込みの請求を受けたときは、その請求を受けた日の属する月の 日までに連合会に当該障害児給付費及び手数料を払込むものとする。

## 第六章 過誤調整

(過誤調整)

第十四条 市町村及び都道府県に対する請求確定額又は指定事業者等に対する支払確定額を決定した後これらの計数に異動が生じたときは、過誤として処理する。

(請求関係の過誤)

第十五条 市町村から障害介護給付費に係る請求額の過誤の通知を受け、これを確認したとき、又は連合会が障害介護給付費に係る請求額の過誤を発見したときは、翌月分の請求において調整するとともに、指定事業者等に対する支払額に異動が生じたときは、次条の規定により処理する。

2 前項の処理をするときは、障害介護給付費過誤決定通知書(様式第三号)を作成し、払込請求書に添えて送付する。

3 市町村及び都道府県から障害児給付費に係る請求額の過誤の通知を受け、これを確認したとき、又は連合会が障害児給付費に係る請求額の過誤を発見したときは、翌月分の請求において調整するとともに、指定事業者等に対する支払

式第二号の二)及び障害児給付費審査決定請求明細表を添えて、請求の審査が終わった日の属する月の翌月 日までに当該障害児給付費及び手数料の払込みを請求する。

額に異動が生じたときは、次条の規定により処理する。

- 4 前項の処理をするときは、障害児給付費過誤決定通知書（様式第三号の二）を作成し、払込請求書に添えて送付する。

（支払関係の過誤）

第十六条 指定事業者等から支払額の過誤の通知を受け、これを確認したとき、又は連合会が支払額の過誤を発見したときは、翌月分の支払において調整するとともに、市町村及び都道府県に対する請求額に異動が生じたときは、前条の規定により処理する。

- 2 前項の処理をするときは、支払の手続きの際、過誤調整を通知する。

- 3 翌月以後の支払において過誤の調整をすることができない事由があるときは、指定事業者等に対し、戻入の手続をとる。

（過誤額の算出）

第十七条 過誤額の算出は、毎月一回、請求算定額及び支払算定額の算出時に行う。

## 第七章 財務

（手数料）

第十八条 連合会は、障害介護給付費の支払に関する業務の執行に要する費用に充てるため、市町村から手数料を徴収する。

- 2 障害介護給付費に係る手数料の額は、支払をした請求省令附則第三条第二項、第三項及び第四項に規定する介護給付費明細書等（又はこれに相当する電子情報）一件につき 円 銭とする。

- 3 連合会は、障害児給付費の支払に関する業務の執行に要する費用に充てるため、市町村及び都道府県から手数料を徴収する。

- 4 障害児給付費に係る手数料の額は、支払をした障害児請求省令附則第三条第二項及び第三項に規定する障害児通所給付費明細書等（又はこれに相当する電子情報）一件につき 円 銭とする。

（手数料）

第十八条 連合会は、障害介護給付費の審査及び支払に関する業務の執行に要する費用に充てるため、市町村から手数料を徴収する。

- 2 障害介護給付費に係る手数料の額は、審査及び支払をした請求省令附則第三条第二項、第三項及び第四項に規定する介護給付費明細書等（又はこれに相当する電子情報）一件につき 円 銭とする。

- 3 連合会は、障害児給付費の審査及び支払に関する業務の執行に要する費用に充てるため、市町村及び都道府県から手数料を徴収する。

- 4 障害児給付費に係る手数料の額は、審査及び支払をした障害児請求省令附則第三条第二項及び第三項に規定する障害児通所給付費明細書等（又はこれに相当する電子情報）一件につき 円 銭とする。

( 経理規則 )

第十九条 障害介護給付費及び障害児給付費の支払に関する業務(次条において「支払業務」という。)の財務については、この規則に定めるもののほか、国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計経理規則の定めるところによる。

#### 第八章 雑則

( 細目 )

第二十条 この規則に定めるもののほか、支払業務に関して必要な細目は、理事長が定める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

( 経理規則 )

第十九条 障害介護給付費及び障害児給付費の審査及び支払に関する業務(次条において「審査支払業務」という。)の財務については、この規則に定めるもののほか、国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計経理規則の定めるところによる。

( 細目 )

第二十条 この規則に定めるもののほか、審査支払業務に関して必要な細目は、理事長が定める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

平成 年 月 日

市町村長 氏名

国民健康保険団体連合会

理事長 氏名 殿

(改正後)

当市町村は介護給付費等の審査及び支払いに関する事務を平成 年 月 障害福祉サービス提供月分から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)、これに基づく命令及び 国民健康保険団体連合会障害介護給付費等審査支払規則(平成 年第 号)の定めるところにより、介護給付費等の審査及び支払いを行う貴会に委託します。

平成 年 月 日

都道府県知事 氏名

(市町村長)

国民健康保険団体連合会

理事長 氏名 殿

当都道府県(市町村)は障害児給付費の審査及び支払いに関する事務を平成 年 月障害児支援提供月分から児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、これに基づく命令及び 国民健康保険団体連合会障害介護給付費等審査支払規則(平成 年第 号)の定めるところにより、障害児給付費の審査及び支払いを行う貴会に委託します。







共同処理事務契約書例（基準該当）（案）

20171002 現在

現行	平成 30 年 4 月改正（案）	備考
<p>共同処理事務契約書例（基準該当）</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービス及び第51条の18第1項に規定する基準該当計画相談支援(以下「基準該当障害福祉サービス等」という。)に係る特例介護給付費、特例訓練等給付費及び特例計画相談支援給付費(以下「特例介護給付費等」という。)の支払事務に関して、市町村(以下「甲」という。)と国民健康保険団体連合会(以下「乙」という。)との間に、次のとおり契約を締結する。</p> <p>第1条 乙は、基準該当障害福祉サービス等を行う事業者から介護給付費等の請求に関する省令(平成18年厚生労働省令第170号)の例により行われた請求に関し、甲の特例介護給付費等の支払事務(以下「共同処理支払事務」という。)を引き受けるものとする。</p> <p>第2条 乙は、共同処理事務の執行に充てるため、甲から共同処理支払事務手数料を徴収する。</p> <p>2 共同処理支払事務手数料の額は、支払を行った特例介護給付費明細書等(これに相当する電子情報)1件につき 円 銭とする。</p> <p>第3条 前2条に定めるもののほか、乙が甲の委託を受けて行う共同処理支払事務については、国民健康保険団体連合会障害介護給付費等支払規則の例による。</p> <p>第4条 この契約の当事者のいずれか一方においてこの契約による義務を履行せず、事務執行に著しい支障を来し、又は来すおそれがあると認められるときは、対応する相手方は、三か月間の予告期間をもって、この契約を解除することができる。</p> <p>第5条 この契約の有効期間は、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までとする。</p> <p>第6条 この契約の有効期間の終了一か月前までに、契約当事者のいずれか一方より何らかの意思</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービス及び第51条の18第1項に規定する基準該当計画相談支援(以下「基準該当障害福祉サービス等」という。)に係る特例介護給付費、特例訓練等給付費及び特例計画相談支援給付費(以下「特例介護給付費等」という。)の<b>審査</b>支払事務に関して、市町村(以下「甲」という。)と国民健康保険団体連合会(以下「乙」という。)との間に、次のとおり契約を締結する。</p> <p>第1条 乙は、基準該当障害福祉サービス等を行う事業者から介護給付費等の請求に関する省令(平成18年厚生労働省令第170号)の例により行われた請求に関し、甲の特例介護給付費等の<b>審査</b>支払事務(以下「共同処理<b>審査</b>支払事務」という。)を引き受けるものとする。</p> <p>第2条 乙は、共同処理事務の執行に充てるため、甲から共同処理<b>審査</b>支払事務手数料を徴収する。</p> <p>2 共同処理<b>審査</b>支払事務手数料の額は、<b>審査及び</b>支払を行った特例介護給付費明細書等(これに相当する電子情報)1件につき 円 銭とする。</p> <p>第3条 前2条に定めるもののほか、乙が甲の委託を受けて行う共同処理<b>審査</b>支払事務については、国民健康保険団体連合会障害介護給付費等<b>審査</b>支払規則の例による。</p> <p>第5条 この契約の有効期間は、<u>平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで</u>とする。</p>	

表示がなされないときは、終期の翌日において向こう一年順次契約を更新する。

以上の契約の確定を証するため、本書二通を作成し、双方署名押印のうえ各一通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲 市町村長 氏名 印

乙 国民健康保険団体連合会 理事長 氏名 印

共同処理事務契約書例（特例障害児給付費等）（案）

20171002 現在

現行	平成 30 年 4 月改正（案）	備考
<p>共同処理事務契約書例（特例障害児給付費等）</p> <p>児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援及び第24条の27第1項に規定する基準該当障害児相談支援(以下「基準該当障害児支援」という。)に係る特例障害児通所給付費及び特例障害児相談支援給付費(以下「特例障害児給付費等」という。)の支払事務に関して、市町村(以下「甲」という。)と国民健康保険団体連合会(以下「乙」という。)との間に、次のとおり契約を締結する。</p> <p>第1条 乙は、基準該当障害児支援を行う事業者から障害児通所給付費等の請求に関する省令(平成18年厚生労働省令第179号)の例により行われた請求に関し、甲の特例障害児給付費等の支払事務(以下「障害児共同処理支払事務」という。)を引き受けるものとする。</p> <p>第2条 乙は、共同処理事務の執行に充てるため、甲から障害児共同処理支払事務手数料を徴収する。</p> <p>2 障害児共同処理支払事務手数料の額は、支払を行った特例障害児通所給付費明細書等(これに相当する電子情報)1件につき 円 銭とする。</p> <p>第3条 前2条に定めるもののほか、乙が甲の委託を受けて行う障害児共同処理支払事務については、国民健康保険団体連合会障害介護給付費等支払規則の例による。</p> <p>第4条 この契約の当事者のいずれか一方においてこの契約による義務を履行せず、事務執行に著しい支障を来し、又は来すおそれがあると認められるときは、対応する相手方は、三か月間の予告期間をもって、この契約を解除することができる。</p> <p>第5条 この契約の有効期間は、平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までとする。</p> <p>第6条 この契約の有効期間の終了一か月前まで</p>	<p>児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援及び第24条の27第1項に規定する基準該当障害児相談支援(以下「基準該当障害児支援」という。)に係る特例障害児通所給付費及び特例障害児相談支援給付費(以下「特例障害児給付費等」という。)の<b>審査</b>支払事務に関して、市町村(以下「甲」という。)と国民健康保険団体連合会(以下「乙」という。)との間に、次のとおり契約を締結する。</p> <p>第1条 乙は、基準該当障害児支援を行う事業者から障害児通所給付費等の請求に関する省令(平成18年厚生労働省令第179号)の例により行われた請求に関し、甲の特例障害児給付費等の<b>審査</b>支払事務(以下「障害児共同処理<b>審査</b>支払事務」という。)を引き受けるものとする。</p> <p>第2条 乙は、共同処理事務の執行に充てるため、甲から障害児共同処理<b>審査</b>支払事務手数料を徴収する。</p> <p>2 障害児共同処理<b>審査</b>支払事務手数料の額は、<b>審査及び</b>支払を行った特例障害児通所給付費明細書等(これに相当する電子情報)1件につき 円 銭とする。</p> <p>第3条 前2条に定めるもののほか、乙が甲の委託を受けて行う障害児共同処理<b>審査</b>支払事務については、国民健康保険団体連合会障害介護給付費等<b>審査</b>支払規則の例による。</p> <p>第5条 この契約の有効期間は、<u>平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで</u>とする。</p>	

に、契約当事者のいずれか一方より何らかの意思表示がなされないときは、終期の翌日において向こう一か年順次契約を更新する。

以上の契約の確定を証するため、本書二通を作成し、双方署名押印のうえ各一通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲 市町村長 氏名 印

乙 国民健康保険団体連合会 理事長 氏名  
印